

各位

株式会社 熊本ファミリー銀行

金融商品仲介業における「FFGリテール債」の取扱いについて

株式会社熊本ファミリー銀行（頭取 林 謙治）は、「FFGリテール債」の取扱いを開始いたしますので、下記のとおり、お知らせいたします。

本社債は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループが発行する債券であり、主に個人投資家の皆さまを対象に、資産運用の新たな選択肢の一つとしてご提供させていただくものです。

熊本ファミリー銀行は、幅広い金融商品をご提供するため、新生・ふくおか証券（旧 前田証券）との金融商品仲介業務の取扱いを本店営業部で開始いたします。

熊本ファミリー銀行では、今後ともお客様のニーズにお応えした商品・サービスのご提供に努めてまいります。

＜商品概要＞

平成24年5月22日（火）～6月7日（木）まで、お申込みのご意向を受け付けいたします。

但し、上記期間中のご購入はできません。ご購入については別途、下記の申込期間中にお手続きが必要となります。また、販売額には限りがありますので、売り切れやご希望額から減額となる際にはご容赦ください。

1. 社債の名称	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ第3回無担保社債 （社債間限定同順位特約付） 愛称「FFGリテール債」
2. 発行者	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
3. 格付	A（株格付投資情報センター）[平成24年6月8日取得予定]
4. 発行価格	額面100円につき100円
5. お申込み単位	100万円以上100万円単位、お一人さまあたり販売額上限5,000万円
6. 利率（仮条件※）	年0.30～0.70%（税引前） ※最終的に決定される利率は、上記仮条件の範囲を下回る（上回る）可能性があります。利率は平成24年6月8日（金）に決定される予定です。
7. 期間	3年
8. 利払日	毎年6月22日および12月22日（初回利払日：平成24年12月22日） ※銀行休業日の場合、前営業日に繰り上げます。
9. 申込期間（注）	平成24年6月11日（月）から平成24年6月21日（木）まで
10. 発行日	平成24年6月22日
11. 償還日	平成27年6月22日
12. 委託金融商品取引業者	ふくおか証券株式会社
13. 当行における本商品の取扱店（金融商品仲介業取扱店）	本店営業部

（注）上記申込意向受付期間におけるご意向が多い場合、ご意向を受け付けさせていただいたお客さまに優先して販売する可能性があるため、申込期間当初から売り切れの場合がございます。

次頁のご留意事項等をよくお読みになり、ご理解くださいますようお願いいたします。
また、ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面」、「目論見書」等を必ずご覧ください。

本社債の主なリスク

- 信用リスク : 本社債の元金金の支払いは、発行者の義務となっております。したがって、発行者の経営・財務状況等の変化等により支払能力が悪化した場合には元金支払の遅延、不履行が発生し、投資元本を割り込むことや、償還前の売却が困難になることがあります。
- 価格変動リスク: 本社債の価格は、金利の変動や発行者の信用状況の変化等により上下します。したがって、償還前に売却する場合の価額は買付価額を下回ることがあり、また、これにより投資元本を割り込むことがあります。

本社債の売買等に関するご留意事項

- 本社債は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、元本の返済および利息、償還金の支払いが保証された商品ではありません。
- ご検討にあたっては「契約締結前交付書面」「目論見書」等を必ずお読みください。「契約締結前交付書面」、「目論見書」等は当行の金融商品仲介業取扱店舗にご用意しています。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクについては、本社債のご購入者が負うことになります。
- 本社債は金融商品仲介業でのお取り扱いであり、お客さまのお取引の相手方はふくおか証券株式会社となります。
- 本社債を購入する際は、購入対価のみをお支払いいただくことになります。
- 本社債の販売額には限りがありますので、売切れの際はご容赦ください。
- お客さまのご経験等、諸般の事情等によりお取引をお受けできない場合がございますことを予めご了承ください。

個人のお客さまの税制に関するご留意事項

- 利 金: 20%(所得税15%、住民税5%)の源泉分離課税の対象となります。但し、平成25年1月以降の税率は復興特別所得税が課され20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)となります。
- 経過利子: 途中売却の際の経過利子は、源泉分離課税相当額が差し引かれます。
- 償還差益: 雑所得として総合課税の対象となります。
- 途中売却益: 途中売却益は非課税扱いとなります。
※上記は平成24年5月22日現在の内容です。今後、税制が改正されれば変更になる場合があります。詳しくは税理士等の専門家にご相談ください。

金融商品仲介業におけるご留意事項

- 金融商品仲介業は、証券会社が取扱っている商品(取引)の注文を銀行が証券会社へ仲介(媒介)する業務です。
- 熊本ファミリー銀行はお客さまの注文を委託金融商品取引業者であるふくおか証券株式会社へ仲介いたします。口座開設・注文の執行・保護預り等、お客さまのお取引はふくおか証券株式会社が行います。
- 手数料については、ふくおか証券株式会社の手数料体系に準じます。くわしくはふくおか証券株式会社の「手数料等一覧」等をご覧ください。
- お取引に際しては目論見書・約款・契約締結前交付書面等をお渡します。必ず内容をご確認のうえ、投資判断はご自身で行ってください。
- 個人のお客さまの場合、原則20歳以上のお客さまを対象とさせていただきます。
- 熊本ファミリー銀行で金融商品仲介業のお取引をされるかどうか、お客さまと熊本ファミリー銀行とのほかのお取引(預金・融資等)に影響を与えることはありません。また熊本ファミリー銀行でのお取引内容(預金・融資等)が金融商品仲介業のお取引に影響を与えることもありません。
- 熊本ファミリー銀行では、総合口座貸越等の利用による金融商品のお取引は、貸越利息等をお客さまにご負担頂くこととなりますので、お取り扱いしておりません。

【金融商品仲介業務取扱金融機関】

《商号等》 株式会社熊本ファミリー銀行（登録金融機関）
《登録番号》九州財務局長（登金）第6号
《加入協会》日本証券業協会

【委託金融商品取引業者】

《商号等》 ふくおか証券株式会社（金融商品取引業者）
《登録番号》福岡財務支局長（金商）第5号
《加入協会》日本証券業協会

熊本ファミリー銀行では、今後ともお客様のニーズにお応えした商品・サービスのご提供に努めてまいります。

以 上

《 本件に関するお問合せ先 》
熊本ファミリー銀行 営業推進部 担当 浦本・森
TEL 096 - 385 - 1349